

平成25年度 鴨川市社会教育委員会議

日時：平成25年6月26日（水）

午前9時～午前11時

会場：天津小湊支所 3階 会議室

《委嘱状交付式》

委嘱状の交付（教育長から各委員）

《第1回鴨川市社会教育委員会議次第》

1. 開 会

2. 教育長挨拶

3. 議長・副議長の選出

4. 議長・副議長挨拶

5. 報 告

報告1：平成24年度 鴨川市教育委員会生涯学習課 事業報告について

報告2：平成25年度 鴨川市教育委員会生涯学習課 事業計画について

6. 議 題

議件1：平成24年度 鴨川市教育行政評価報告書（案）について

7. 連絡・その他

8. 閉 会

鴨川市社会教育委員会議

平成25年度 鴨川市社会教育委員名簿

任期:平成25年6月1日～平成27年5月31日

No	氏 名	備 考	
		役 職 等	新任・再任 委嘱年月日
1	タキグチ ヒロシ 滝口 弘	市内校長会会長 (田原小学校校長)	再任
2	ワタナベ タカシ 渡邊 隆	県立長狭高等学校校長	新任 平成25年6月1日
3	スズキ トモオ 鈴木 朝雄	文理開成高等学校校長	新任 平成25年6月1日
4	ナカザワ ヒロシ 仲澤 博	鴨川市子ども会育成連盟会長	再任
5	タカハシ マサヒ 高橋 雅史	鴨川市公立学校PTA連絡協議会会長	新任 平成25年6月1日
6	シゲタ ススム 繁田 進	鴨川市青少年相談員連絡協議会会長	新任 平成25年6月1日
7	タツノ トシノリ 辰野 利文	ボーイスカウト鴨川第5団委員長	新任 平成25年6月1日
8	ヤスダ コウタ 安田 耕太	学識経験者	再任
9	ハセガワ キヨミ 長谷川 清美	学識経験者	再任
10	タテノ ケイコ 立野 慶子	学識経験者	再任

社会教育委員とは〔社会教育法(抜粋)〕

社会教育委員の職務は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言することを任務とし、主に以下の3つを主な職務としている。

1. 社会教育に関する諸計画を立案すること。
2. 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
3. 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

○鴨川市社会教育委員の設置等に関する条例

平成 17 年 2 月 11 日

条例第 80 号

(設置)

第 1 条 本市に、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委員)

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会がこれを委嘱する。

(定数)

第 3 条 委員の定数は、15 人以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分等)

第 5 条 委員は、非常勤とし、別に定めるところにより報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員の会議その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

○鴨川市社会教育委員会議運営規則

平成 17 年 2 月 11 日
教育委員会規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鴨川市社会教育委員の設置等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 80 号)第 6 条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第 2 条 委員の会議(以下「会議」という。)には、委員の互選による議長、副議長各 1 人を置く。

(議長及び副議長の任期)

第 3 条 議長及び副議長の任期は、2 年とする。

(議長及び副議長の職務)

第 4 条 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第 5 条 会議は、必要に応じ議長が招集する。

2 会議を招集するときは、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件を通知して行うものとする。

(会議の定足数及び議決)

第 6 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

1. 社会教育委員の活動

(平成21年度安房地方社会教育委員連絡協議会資料より抜粋)

社会教育委員は、

- 一人ひとりが独自に活動できる。
- 組織的活動・・・諮問や提言等は委員の総意による
- 支援者・コーディネーターとして間接的な役割を担う。
- 時代とともに変化している社会教育をとりまく環境を見極め、時代の変化に即した新しい活動が展開できるための指導・助言を行う。
- 公的な委員であり、最大限の参画が責務になる。

2. 社会教育委員の身分

社会教育委員の身分は、非常勤の特別職の地方公務員であり、条例の定めるところにより報酬、費用弁償が支給される。(鴨川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例)

参考

- 会議出席 5,500円/日額
- 費用弁償 市内・外出張は、条例に基づき居住地(勤務地)から片道2kmを超える場合に支給。

3. 鴨川市社会教育委員の主な活動内容

- 鴨川市社会教育委員会議
- 前年度の教育行政評価及び・点検の実施【生涯学習課所管分】
- 安房地方社会教育委員連絡協議会総会【6月7日(金)鋸南町】
- 安房地方社会教育振興大会【11月9日(土)南房総市白浜】 ※予定
- 千葉県社会教育振興大会【11月20日(水)千葉市】 ※予定
- 鴨川市成人式【平成26年1月12日(日)鴨川シーワールド】
- 安房地方教育講演会【平成26年1月17日(金)館山市】 ※予定

※その他、各種講演会・展覧会等の案内あり